

第3章 練馬区の地域包括ケアシステム

第1節 地域包括ケアシステムの概要

令和7年に、団塊の世代が全て後期高齢者となります。令和22年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口は約20万人に上ります。高齢者の3人に1人はひとり暮らし、認知症高齢者は約3万人いるとされ、今後、支援が必要な高齢者の増加が見込まれています。

将来を見据え、介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが不可欠です。

区内では、様々な団体やボランティアが高齢者を支える活動を展開しています。他区よりも介護事業者が多いという強みもあります。

練馬区の特性を踏まえ、区民や地域団体、医療機関、介護事業者等との連携・協力を進め、元気な高齢者から重度の要介護高齢者に至る各段階に応じて、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制を構築していきます。

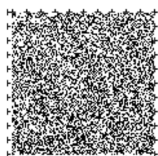
この地域包括ケアシステムは、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた包摂的な社会を目指す地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となります。自立支援・重度化防止に向けた取組とそれを支える人材の確保・育成、医療と介護の連携を推進し、地域共生社会の実現に取り組みます。

(1) 医療

令和5年10月現在、区内には病院が20か所、診療所が595か所、歯科診療所が447か所、調剤薬局が340か所、訪問看護ステーションが96か所あります。医療と介護の連携を進めるため、医療・介護連携シートの普及や多職種による事例検討会、訪問看護の現場への同行研修、入退院連携ガイドラインの発行等に取り組んでいます。

全ての地域包括支援センターに医療・介護連携推進員を配置し、「医療と介護の相談窓口」として、医療と介護の両方を必要とする高齢者のために様々な機関と連携し、在宅療養や認知症等に関する相談に応じています。退院される高齢者の相談では、退院後も切れ目なく自宅等で療養生活を送れるよう、必要な在宅医療と介護サービスを調整しています。

急性期から在宅生活までの切れ目のない医療・介護を提供するため、病院、診療所、介護施設等の地域資源を活かすとともに、練馬区医師会等と連携し、地域包括支援センターを中心とした在宅療養ネットワークの構築を進めます。



(2) 介護

令和5年10月現在、区内では1,000か所を超える介護サービス事業所が介護サービスを提供しています。

介護施設の整備を着実に進めてきた結果、特別養護老人ホームは都内最多の施設数となっており、入所待機の様子は大きく改善されています。

高齢者一人ひとりが希望するサービスを選択できるよう、施設サービスと在宅サービスをバランスよく整備してきました。引き続き、医療と介護サービスの基盤整備に取り組み、住み慣れた地域での暮らしを支えます。

介護事業者の事業運営上の課題の一つとして、人材の確保が挙げられます。質の高い介護サービスを安定的に提供できるよう、介護人材の確保・育成・定着に向け、介護事業者や介護職員への支援を進めます。

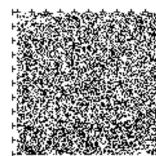
(3) 予防

誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らし続けるためには、一人ひとりが元気なうちから自主的に健康づくりやフレイル⁸予防に取り組めるよう、地域と一体となって支援することが重要です。

区は、地域と連携したフレイル予防に取り組んでいます。交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を38か所開設し、出張型事業も合わせると年間で延べ5万人が来所する場に発展しています。また、高齢者と地域団体をつなぐ「はつらつシニアクラブ」や、元気高齢者が介護施設等で清掃や洗濯等の補助業務を担う「元気高齢者介護施設業務補助事業」、高齢者の活躍を支援する「シニアセカンドキャリア応援事業」など、元気高齢者が地域活動・就労等で活躍できる仕組みや、身近な場所で健康づくり・フレイル予防に取り組める環境の整備を進めています。

また、健康に課題を抱える高齢者を医療・健診・介護等のデータから把握し、個別訪問などにより支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」などの取組を進めてきました。重症化予防に向け、実施体制を強化し、今後も生活習慣の改善をきめ細かく支援していきます。

⁸ フレイル：老化により心身機能の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な活力（人との交流など）が低下し、要介護になる危険性が高まっている状態



(4) 住まい

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいが重要な基盤となります。高齢者一人ひとりが、多様な住まい方を自らの希望や心身の状態に応じて選択できることが重要です。

近年、在宅生活を支える地域密着型サービスや、民間事業者が整備する介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅も増えており、高齢者の住まいの選択の幅が広がっています。

区は、他区に先駆けて、自立した生活に不安を抱える所得の低い高齢者向けの住まいである都市型軽費老人ホームの整備を進めており、施設数は都内最多となっています。また、自宅のバリアフリー化を支援するため、浴槽の取替えや便器の洋式化等を行う自立支援住宅改修給付事業を実施しています。

令和元年度から居住支援協議会を立ち上げ、不動産団体等との連携により、住まい確保支援事業を実施しています。令和3年度には、契約手続の同行支援や入居後の状況確認を行う「伴走型支援」を開始するなど、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援しています。

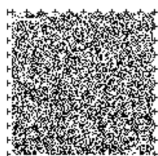
(5) 生活支援

多くの高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を希望しています。

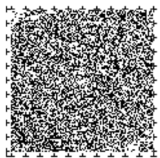
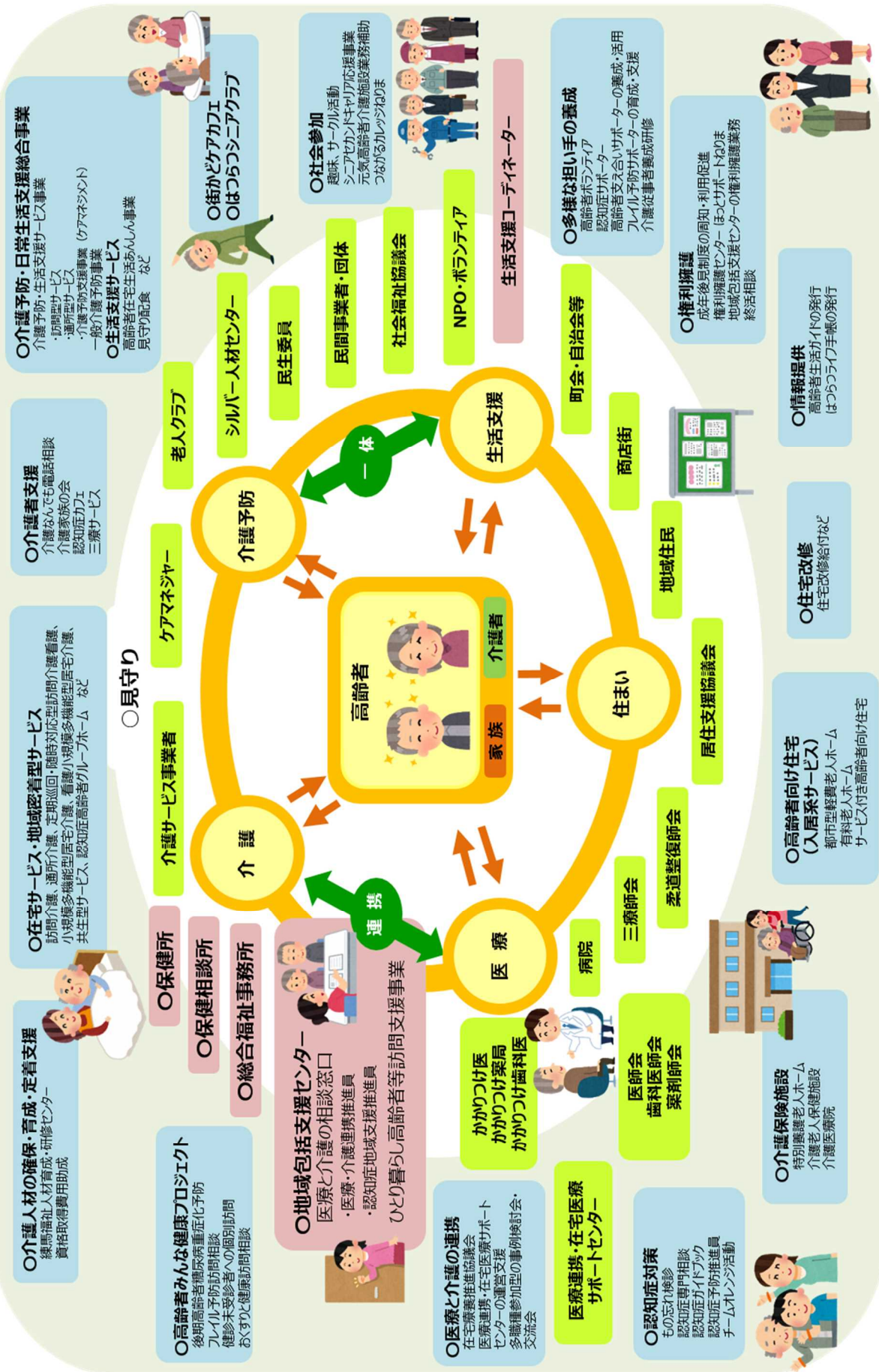
区は、高齢者の自宅での生活を支える活動に取り組んでいる NPO 等の地域活動団体が参加する協議体を開催しています。協議体には、団体に加え、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが参加し、地域における課題を共有するとともに、連携の強化に取り組んでいます。

また、地域包括支援センターの訪問支援員が自宅を訪問し、一人ひとりの状況に応じた支援につなぐ「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」や、見守り事業と緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施しています。民間事業者など 48 団体と高齢者見守りネットワーク事業協定を締結し、地域で高齢者を見守り支える体制づくりも進めています。

高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするために、介護サービス事業所との連携に加え、NPO 等の地域活動団体との協働を更に推進し、よりきめ細やかに高齢者を支えられるよう、生活支援コーディネーターの体制を大幅に強化します。



■練馬区の地域包括ケアシステムの全体イメージ図



元気な状態

いつでも元気で自立した生活を送るためには、体を動かすこと、家の外に出て人と交流することが重要です。身近な地域で気軽に参加できるような支援します。

健康不安～要支援状態

不安なことや、日常生活で手助けが必要になったとき、できないことを補うだけでなく、できることを続け、増やすようにし、自分らしい生活を送れるよう支援します。

要介護状態

ご本人の状態や希望に合う介護サービスを利用することで、認知症や要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

元気な状態

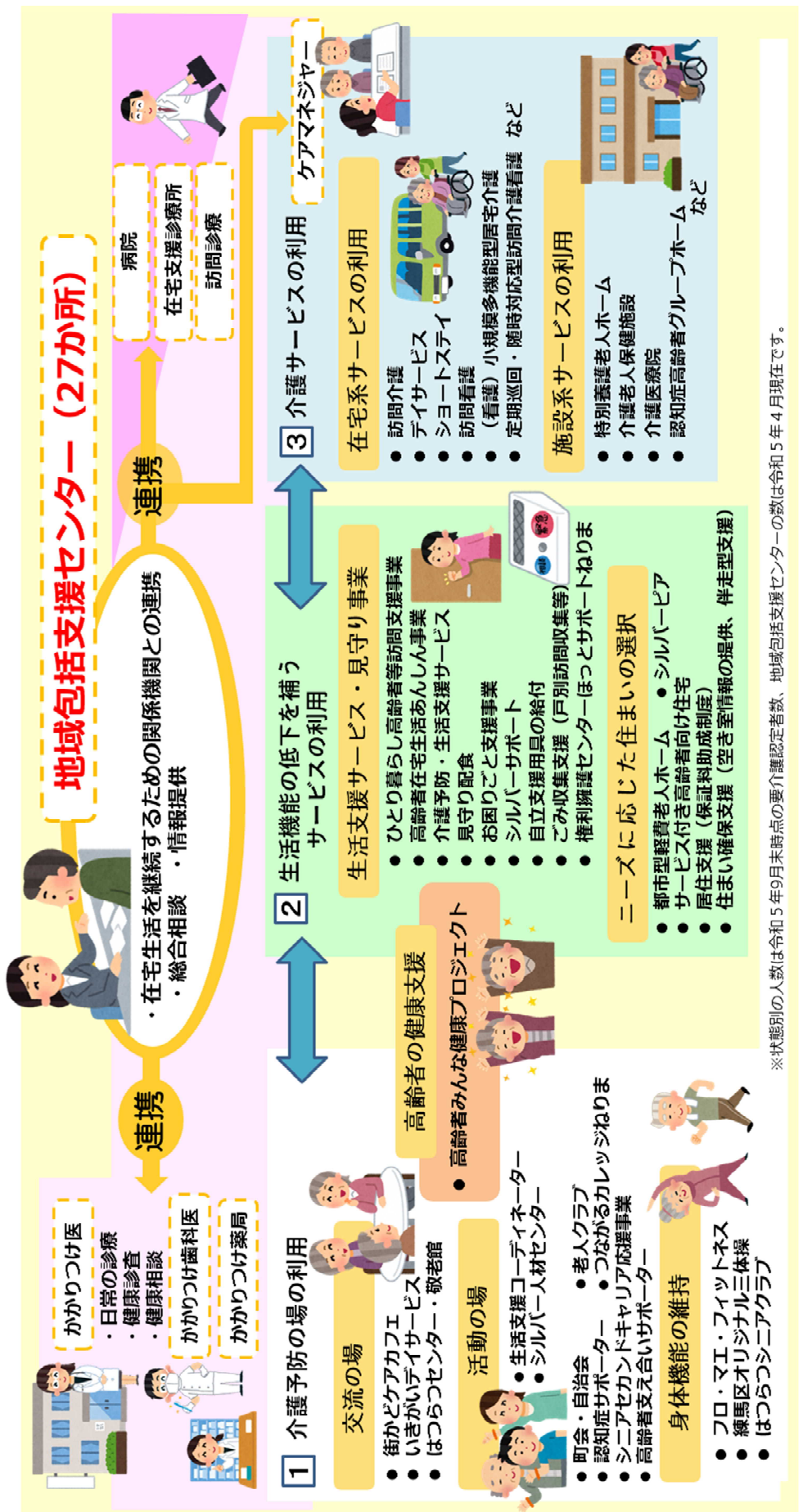
現在 約12.6万人

健康不安～要支援状態

現在 約0.9万人

要介護状態

現在 約2.7万人



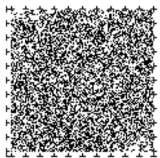
※状態別の人数は令和5年9月末時点の要介護認定者数、地域包括支援センターの数は令和5年4月現在です。

■入院～在宅療養のサービスの流れ（医療と介護の連携） イメージ図

「発症・受傷」急性期の治療を支える
 要介護状態に至った主な原因は、「骨折・転倒」が最も多く、「認知症」や「脳卒中」などが上位に挙がっています。急性な症状に対する治療は急性期病院で受け、状態が安定したら回復期リハビリテーション病院等に転院し、自宅での生活に向けた日常生活の訓練を行います。

「自宅に帰りたい」を支える
 医療と介護の両方が必要となっても、住み慣れた自宅で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターが中心となり、医療・介護の関係機関が連携を図りながら、チームで療養生活を支援します。

「在宅療養・介護」を支える
 介護を受けるご本人、家族が安心して在宅生活を続けられるよう、地域包括支援センターや医療連携・在宅医療サポートセンター、医療・介護の関係機関が連携し支援します。自宅での生活が困難な場合は、地域の施設への入所を支援します。



第2節 日常生活圏域

(1) 制度発足から第6期計画（平成27～29年度）まで

平成18（2006）年に行われた介護保険法の改正により、各区市町村は介護保険事業計画において日常生活圏域を定めること、また、地域包括支援センターを設置することとされました。

「日常生活圏域」とは、高齢者が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス基盤の整備状況等を勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において定める地域区分とされています。国では、介護等の必要なサービスが概ね30分以内に提供される範囲としています。

区は、様々な福祉サービスを推進する拠点として、総合福祉事務所を練馬、光が丘、石神井、大泉の4か所に設置しています。日常生活圏域・地域包括支援センターの制度発足にあわせて策定した第3期計画（平成18～20年度）では、平成18年度に地域包括支援センターを各総合福祉事務所内へ設置するとともに、区民にとっても親しみ深く、分かりやすい体制を強化・充実するため、総合福祉事務所管轄と同一の区域を日常生活圏域として決めました。以来、第8期計画（令和3～5年度）に至るまで日常生活圏域は、練馬・光が丘・石神井・大泉の4地区としてきました。

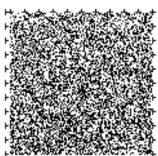
平成19年4月には、地域包括支援センター本所4か所を補完するため、地域包括支援センター支所19か所を開設しました。以降、順次増設し、平成26年10月には支所25か所としました。

(2) 第7期計画（平成30～令和2年度）・第8期計画（令和3～5年度）の取組

第7期計画では、高齢者を支える体制を更に強化するため、平成30年4月に地域包括支援センターを本所4か所・支所25か所体制から本所25か所体制に再編しました。

平成31年3月に策定した第2次みどりの風吹くまちビジョンでは、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを、より身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直しを進めることとし、令和5年4月に2か所の地域包括支援センターを開設しました。

これにより、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年に向けて進めてきた地域包括支援センター27か所体制が整いました。



(3) 第9期計画（令和6～8年度）における見直し

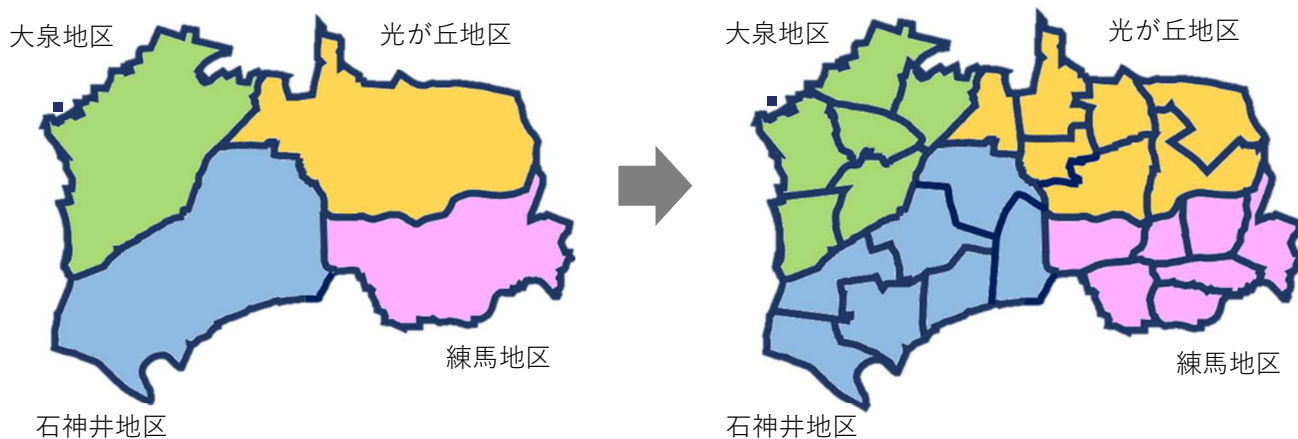
計画期間中に令和7年を迎え、今後も介護需要やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするためには、介護サービス事業所との連携に加え、NPO等の様々な地域団体との協働を更に推進し、地域で高齢者を見守り、支える体制を強化していく必要があります。

第9期計画では、高齢者の生活をよりきめ細やかに支えるため、令和6年度から、日常生活圏域を地域包括支援センターに合わせて27地区とし、あわせて支援体制を強化することで、地域包括ケアシステムを深化させ、更に積極的に推進していきます。

これまでの練馬・光が丘・石神井・大泉の4つの地区については、単独の日常生活圏域では解決できない広域的な課題について、地域包括支援センターや介護サービス事業者、NPO等の様々な地域活動団体が引き続き連携しながら対応する基本地区として位置づけます。地域密着型サービスの基盤整備の構想にあたっては、日常生活圏域を踏まえつつ、基本地区をベースとして整備の進捗状況や既存の事業所の配置状況等も考慮して柔軟に計画します。

今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を、より身近で利用しやすい窓口で支援できるよう、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮しながら、地域包括支援センターの増設、区立施設等への移転を進めます。地域包括支援センターの増設・移転にあわせて、日常生活圏域についても見直しを進めていきます。

■高齢者福祉の日常生活圏域の見直し



【4地区（総合福祉事務所単位）】

【27地区（地域包括支援センター単位）】



第3節 地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの役割・位置づけ

地域包括支援センターは、介護や福祉等の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防支援等を行う、地域包括ケアシステムの中核的な機関です。

増加するひとり暮らし高齢者等への対応や、在宅療養等の医療と介護の連携を要する相談、高齢者一人ひとりの状態に応じた健康支援など、地域の医療・介護事業者等と連携して高齢者の支援に取り組みます。

(2) 地域との協働の推進・相談支援体制の強化

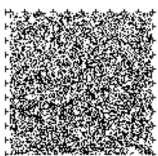
日常生活圏域の見直しに合わせて、生活支援コーディネーターもよりきめ細かく活動できるよう体制を強化し、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを1名ずつ配置します。さらに、コーディネーターをとりまとめる区職員を配置します。これにより、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ、また、元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぐなど、地域包括支援センターの相談支援体制を強化します。

(3) 地域ケア会議の充実

個別ケースのケアプランを検討する「地域ケア個別会議」、多職種で特に介護予防の視点から個別ケースを検討する「地域ケア予防会議」、地域包括支援センターの担当地区における課題を共有する「地域ケアセンター会議」などを開催しています。

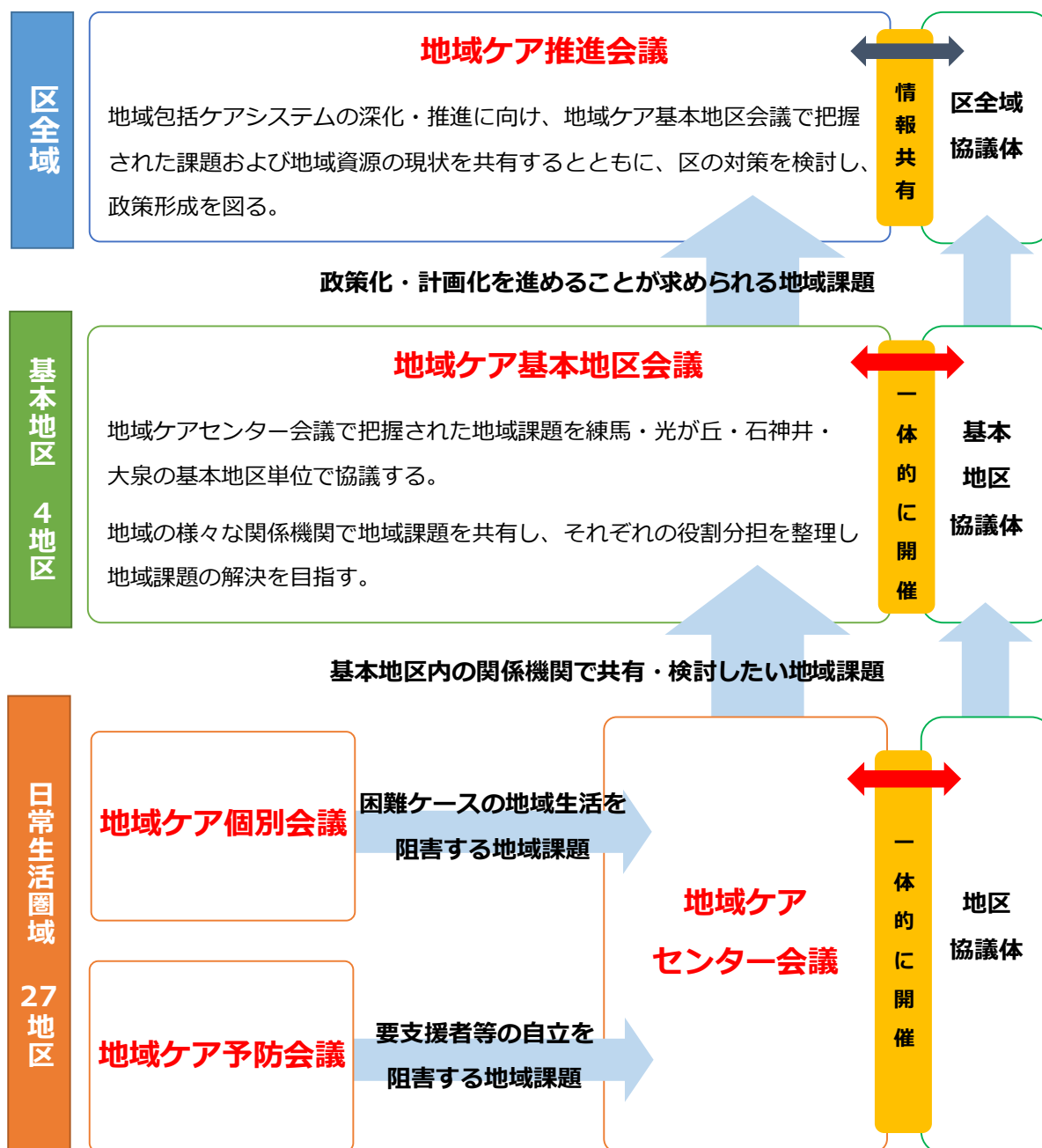
これまで総合福祉事務所単位で行ってきた「地域ケア圏域会議」は、日常生活圏域の見直しにより名称を「地域ケア基本地区会議」と改め、引き続き地域課題の把握等を進め、区全体の施策形成につなげていきます。

さらに、地域ケアセンター会議・地域ケア基本地区会議と生活支援の協議体を一体的に開催することにより、連携を強化します。



■練馬区の地域ケア会議および生活支援の協議体 イメージ

- **地域ケア会議**は、医療・介護事業者、地域の関係者の協働のもとで、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、区や地域包括支援センターが開催する会議体
- **協議体**は、高齢者の生活支援に取り組むNPO等の地域活動団体や地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが参加し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握するとともに、関係者のネットワーク化や担い手を支援活動につなげるマッチング等に取り組む会議体

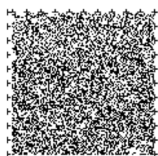


(4) 地域包括支援センターの増設・移転

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談支援体制を強化するとともに、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める必要があります。

地域包括支援センターは、高齢者人口に対する職員の配置基準を国が定めています。令和5年4月の2か所開設により27か所体制が整ったところですが、高齢者人口は引き続き増加していく見込みです。

今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を、より身近で利用しやすい窓口で支援できるよう、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮しながら、地域包括支援センターの増設、区立施設等への移転を進めます。

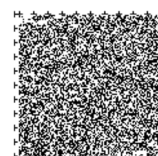


■地域包括支援センター 一覧

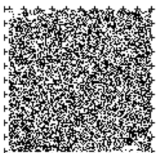
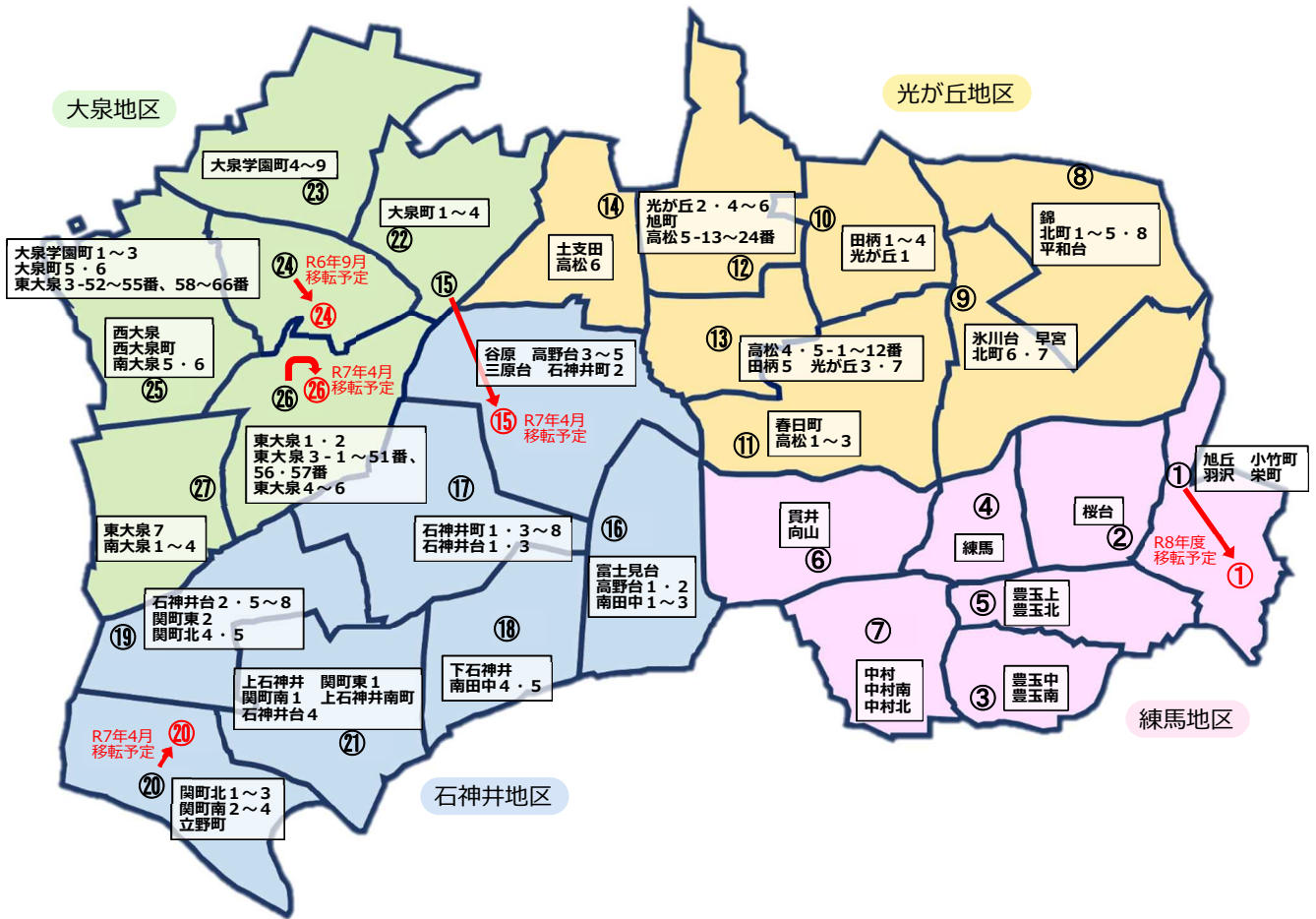
基本 地区	名称	所在地	担当地域
練馬 地区	① 第2育秀苑	羽沢 2-8-16 (令和8年度移転予定)	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	② 桜台	桜台 1-22-9	桜台
	③ 豊玉	豊玉南 3-9-13	豊玉中、豊玉南
	④ 練馬	練馬 2-24-3	練馬
	⑤ 練馬区役所	豊玉北 6-12-1	豊玉上、豊玉北
	⑥ 中村橋 ※1	貫井 1-9-1	貫井、向山
	⑦ 中村かしわ	中村 2-25-3	中村、中村南、中村北
光が 丘地区	⑧ 北町	北町 2-26-1	錦、北町1～5・8、平和台
	⑨ 北町はるのひ	北町 6-35-7	氷川台、早宮、北町6・7
	⑩ 田柄	田柄 4-12-10	田柄1～4、光が丘1
	⑪ 練馬高松園	高松 2-9-3	春日町、高松1～3
	⑫ 光が丘	光が丘 2-9-6	光が丘2・4～6、旭町、高松5-13～24番
	⑬ 光が丘南	光が丘 3-3-1-103	高松4・5-1～12番、田柄5、光が丘3・7
	⑭ 第3育秀苑	土支田 1-31-5	土支田、高松6
石神井 地区	⑮ 練馬ゆめの木	大泉町 2-17-1 (令和7年4月移転予定)	谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2
	⑯ 高野台	高野台 1-7-29	富士見台、高野台1・2、南田中1～3
	⑰ 石神井	石神井町 3-30-26	石神井町1・3～8、石神井台1・3
	⑱ フローラ石神井公園	下石神井 3-6-13	下石神井、南田中4・5
	⑲ 第二光陽苑	関町北 5-7-22	石神井台2・5～8、関町東2、関町北4・5
	⑳ 関町	関町南 4-9-28 (令和7年4月移転予定)	関町北1～3、関町南2～4、立野町
	㉑ 上石神井	上石神井 1-6-16	上石神井、関町東1、関町南1、上石神井南町、石神井台4
大泉 地区	㉒ やすらぎミラージュ	大泉町 4-24-7	大泉町1～4
	㉓ 大泉北	大泉学園町 4-21-1	大泉学園町4～9
	㉔ 大泉学園	大泉学園町 2-20-21 (令和6年9月移転予定)	大泉学園町1～3、大泉町5・6、東大泉3-52～55番、58～66番
	㉕ 南大泉	南大泉 5-26-19	西大泉、西大泉町、南大泉5・6
	㉖ 大泉	東大泉 1-29-1 (令和7年4月移転予定)	東大泉1・2、東大泉3-1～51番、56・57番、東大泉4～6
	㉗ やすらぎシティ	東大泉 7-27-49	東大泉7、南大泉1～4

※ 名称、所在地、担当地域は令和6年4月1日時点(予定)

※1 中村橋区民センターの大規模改修に伴い、令和6年3月から令和7年10月まで一時的にサンライフ練馬(貫井1-36-18)へ移転



■地域包括支援センター 配置図

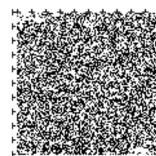


■地域包括支援センター別（日常生活圏域別）の高齢者の現状

基本地区	名称	人口	高齢者人口	前期高齢者人口	後期高齢者人口	高齢化率	要介護認定者数	要介護認定率
練馬地区	① 第2育秀苑	27,789人	5,456人	2,353人	3,103人	19.6%	1,138人	20.9%
	② 桜台	25,485人	5,462人	2,442人	3,020人	21.4%	918人	17.0%
	③ 豊玉	19,674人	4,018人	1,804人	2,214人	20.4%	869人	21.9%
	④ 練馬	14,618人	2,999人	1,366人	1,633人	20.5%	624人	20.9%
	⑤ 練馬区役所	26,072人	4,742人	2,129人	2,613人	18.2%	849人	17.9%
	⑥ 中村橋	32,075人	6,879人	3,027人	3,852人	21.4%	1,429人	20.8%
	⑦ 中村かしわ	32,599人	5,787人	2,764人	3,023人	17.8%	1,053人	18.5%
光が丘地区	⑧ 北町	41,815人	7,880人	3,444人	4,436人	18.8%	1,720人	22.0%
	⑨ 北町はるのひ	38,602人	7,853人	3,516人	4,337人	20.3%	1,652人	21.2%
	⑩ 田柄	27,174人	6,140人	2,515人	3,625人	22.6%	1,318人	21.6%
	⑪ 練馬高松園	35,357人	7,296人	3,080人	4,216人	20.6%	1,593人	22.1%
	⑫ 光が丘	23,570人	6,965人	2,982人	3,983人	29.6%	1,382人	20.2%
	⑬ 光が丘南	23,508人	6,233人	3,056人	3,177人	26.5%	1,044人	16.8%
	⑭ 第3育秀苑	17,444人	3,657人	1,342人	2,315人	21.0%	846人	23.3%
石神井地区	⑮ 練馬ゆめの木	36,156人	7,460人	3,175人	4,285人	20.6%	1,590人	21.7%
	⑯ 高野台	29,199人	6,687人	2,842人	3,845人	22.9%	1,511人	22.8%
	⑰ 石神井	30,257人	7,061人	2,985人	4,076人	23.3%	1,504人	21.1%
	⑱ フローラ石神井公園	23,406人	5,176人	2,146人	3,030人	22.1%	1,142人	22.1%
	⑲ 第二光陽苑	30,212人	6,721人	3,022人	3,699人	22.2%	1,435人	21.7%
	⑳ 関町	33,839人	7,453人	3,319人	4,134人	22.0%	1,433人	19.4%
	㉑ 上石神井	32,814人	7,235人	3,054人	4,181人	22.0%	1,564人	22.2%
大泉地区	㉒ やすらぎミラージュ	17,276人	4,589人	1,664人	2,925人	26.6%	1,120人	24.5%
	㉓ 大泉北	23,636人	6,481人	2,382人	4,099人	27.4%	1,557人	24.2%
	㉔ 大泉学園	15,700人	3,874人	1,517人	2,357人	24.7%	905人	23.6%
	㉕ 南大泉	28,624人	6,644人	2,670人	3,974人	23.2%	1,506人	22.8%
	㉖ 大泉	28,536人	6,278人	2,700人	3,578人	22.0%	1,407人	22.7%
	㉗ やすらぎシティ	26,103人	6,128人	2,550人	3,578人	23.5%	1,361人	22.4%

※令和6年1月1日現在。要介護認定者数（率）のみ令和5年9月末時点です。

※要介護認定者数（率）には、住所地特例により区外に住民票があり、練馬区が保険者となる方は含まれていません。



第4節 医療と介護の資源

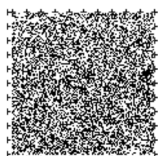
■区内に所在する医療機関、介護施設・事業所数（令和5年10月時点）

医療分野	
病院	20
診療所	595
歯科診療所	447
調剤薬局	340
訪問看護ステーション	96
計	1,498

介護分野		
施設・入居系サービス	特別養護老人ホーム	37
	介護老人保健施設	14
	介護療養型医療施設	1
	介護医療院	0
	認知症高齢者グループホーム	39
	都市型軽費老人ホーム	16
	軽費老人ホーム	1
	有料老人ホーム	85
	サービス付き高齢者向け住宅	22
計	215	
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	15
	看護小規模多機能型居宅介護	8
	認知症高齢者グループホーム ※再掲	39
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14
	夜間対応型訪問介護	2
	認知症対応型通所介護	11
	地域密着型通所介護	107
計	196	
居宅介護支援事業所	190	
居宅介護サービス事業所 (訪問介護、通所介護、福祉用具、ショートステイ等)	573	
総計	1,135	

※高齢者施設等の説明は66～67ページをご覧ください。

※再掲分の認知症高齢者グループホームは総計から差し引いています。



(1) 医療

東京都や区西北部医療圏⁹と比較すると、人口10万人当たりの数で診療所（医科、歯科）や薬局は若干少ない状況ですが、病院は約半数となっています。人口10万人当たりの病院の一般・療養病床数は、23区で最も少ない状況です。また、病床機能別の割合では、高度急性期・急性期機能が53.3%、回復期機能が23.7%、慢性期機能が23.0%と、回復期および慢性期機能病床が少ない傾向が続いています。

区は、区民の命と健康を守るため、病床整備を積極的に進めています。

平成17年に順天堂練馬病院、平成26年に練馬駅ハビリテーション病院、平成29年にねりま健育会病院がそれぞれ開院し、令和3年には順天堂練馬病院が90床の増床事業を行いました。

また、令和4年には、慈誠会・練馬高野台病院が開院するとともに、練馬光が丘病院が移転改築し、115床の増床と医療機能の拡充を図りました。

さらに、令和5年3月には、順天堂練馬病院が区内初の三次救急医療機関に指定され、生命の危機が切迫している患者により早く医療が提供できるようになりました。

現在は、練馬光が丘病院跡施設を活用し、地域包括ケア病床および療養病床を有する157床の病院を含む医療・介護の複合施設の整備を進めています。

引き続き、高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、入院から在宅医療に至るまで切れ目のないバランスのとれた医療提供体制の構築を進めます。

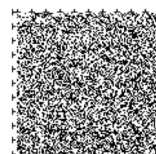
(2) 介護サービス

①施設・入居系サービス

特別養護老人ホームと介護老人保健施設については、東京都の整備費補助に加えて区独自の補助を行い、整備を促進してきました。また、自立した生活に不安を抱える所得の低い高齢者向けの住まいである都市型軽費老人ホームの整備を他区に先駆けて進めてきました。

第9期計画では、特別養護老人ホーム188人分、都市型軽費老人ホーム76人分の整備を進めます。有料老人ホームについては、施設数、定員数ともに都内2位の85施設5,787人分と整備が進んでいること、要介護3以上の入居者が占める割合が5割半ば、区民の占める割合が約4割と低くなっていること、特別養護老人ホームの入所待機者の状況が改善していることから、積極的な整備誘導は行いません。

⁹ 区西北部医療圏とは、東京都保健医療計画に定める二次保健医療圏で、豊島区、北区、板橋区、練馬区で構成されています。二次保健医療圏は、東京都が住民の日常生活行動の状況、交通状況、保健医療資源等を総合的に勘案の上、複数の区市町村を単位として、13の圏域を設定しています。



②地域密着型サービス

24 時間体制で在宅生活を支援する地域密着型サービスについては、これまで4つの日常生活圏域ごとに整備目標数を定め、区が整備を促進してきました。今後も地域密着型サービスの基盤整備の構想にあたっては、日常生活圏域を踏まえつつ、基本地区をベースとして整備の進捗状況や既存の事業所の配置状況等も考慮して柔軟に計画します。

第9期計画では、認知症高齢者グループホーム4か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護2か所、看護小規模多機能型居宅介護4か所を整備します。

③居宅介護支援事業所・居宅介護サービス事業所

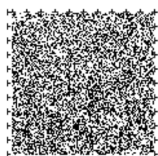
ケアプランを作成するケアマネジャーが属する居宅介護支援事業所は、190 か所あります。なお、平成30年度から、指定権限が東京都から区へ委譲されています。

訪問介護や通所介護、福祉用具等を提供する居宅介護サービス事業所は573 か所あり、指定権限は東京都が有しています。

④主なサービスの整備状況と利用状況

区は、高齢者が自らの希望や身体状況に応じて必要なサービスを選択できるよう、多様なサービスの整備を進めてきました。現在の主なサービス毎の整備状況や利用状況は次のページのとおりです。

本計画では、必要となるサービス量を、高齢者・要介護認定者数の推計、サービス毎の要介護度別の利用者数、利用率、待機者数、「練馬区高齢者基礎調査」の結果などを基に推計し、今後3か年の整備目標数を定めています。

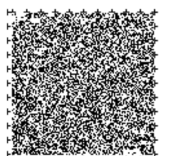


■主なサービスの整備状況と利用状況

種別	名称	施設数・事業所数等 (※1)	平均要介護度 (※2)	利用率 (※2)	区民利用者数 (※2)	区民待機者数 (※1)
施設・入居系サービス	特別養護老人ホーム 都内1位	37施設 2,761人	4.15	92.2%	約2,200人	750人
	介護老人保健施設 都内1位	14施設 1,316人	3.25	85.2%	約710人	なし
	認知症高齢者グループホーム	39施設 680人	2.92	90.8%	約600人	なし
	都市型軽費老人ホーム 都内1位	16施設 310人	1.40	96.4%	約300人	約160人
	有料老人ホーム	85施設 5,787人	(介護付) 2.71	(介護付) 69.3%	(介護付) 約1,250人	なし
	サービス付き高齢者向け住宅	22施設 988戸	2.18	(介護付) 55.0%		なし
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	15施設 411人	2.64	} 55.1%	} 約350人	なし
	看護小規模多機能型居宅介護 都内1位	8施設 228人	3.28			なし
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14施設 約170人	3.08	} 98.2%	} 約440人	なし
	夜間対応型訪問介護	2施設 約280人	3.16			なし
	認知症対応型通所介護	11施設 138人	3.24	53.2%	約70人	なし
	地域密着型通所介護	107施設 1,343人	2.09	52.7%	約700人	なし

※1 (時点) 令和5年10月

※2 (時点) 令和4年12月



医療と介護の資源（練馬地区）

●人口（令和6年1月1日現在）

	練馬地区	区全体
土地面積	9.144km ² （19.0%）	48.08km ² （100%）
人口	178,312人（21.1%）	741,540人（100%）
0歳～14歳	17,898人（10.0%）	84,978人（11.5%）
15歳～64歳	125,071人（70.1%）	493,408人（66.5%）
65歳以上	35,343人（19.8%）	163,154人（22.0%）
世帯数	105,409世帯（27.0%）	389,715世帯（100%）
平均世帯人数	1.7人	1.9人
人口密度	19,500人/km ²	15,423人/km ²
ひとり暮らし高齢者数（率）	13,876人（39.3%）	56,836人（34.8%）
要介護認定者数（率）	6,880人（19.6%）	36,076人（22.0%）

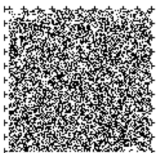
※要介護認定者数（率）は令和5年9月末時点

●医療機関、介護施設・事業所数（令和5年10月現在）

医療機関									
	病院					診療所	歯科診療所	調剤薬局	計
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	精神				
練馬	5					171	126	85	387
	0	2	2	2	0				
区全域	20					595	447	340	1,402
	2	8	7	7	3				

介護施設・事業所													
	施設・入居系サービス									地域密着型サービス※	居宅介護支援	居宅介護サービス	計
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	認知症高齢者グループホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム				
練馬	44									36	38	136	245
	5	2	0	0	9	0	2	5	21				
区全域	215									196	190	573	1,135
	37	14	1	0	39	1	16	22	85				

※地域密着型サービスには、認知症高齢者グループホームを再掲



医療と介護の資源（光が丘地区）

●人口（令和6年1月1日現在）

	光が丘地区	区全体
土地面積	13.102km ² (27.3%)	48.08km ² (100%)
人口	207,470人 (28.8%)	741,540人 (100%)
0歳～14歳	24,487人 (11.8%)	84,978人 (11.5%)
15歳～64歳	136,959人 (66.0%)	493,408人 (66.5%)
65歳以上	46,024人 (22.2%)	163,154人 (22.0%)
世帯数	105,954世帯 (27.2%)	389,715世帯 (100%)
平均世帯人数	2.0人	1.9人
人口密度	15,835人/km ²	15,423人/km ²
ひとり暮らし高齢者数（率）	15,030人 (32.7%)	56,836人 (34.8%)
要介護認定者数（率）	9,555人 (21.0%)	36,076人 (22.0%)

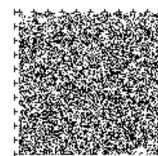
※要介護認定者数（率）は令和5年9月末時点

●医療機関、介護施設・事業所数（令和5年10月現在）

医療機関									
	病院					診療所	歯科診療所	調剤薬局	計
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	精神				
光が丘	3					148	104	90	345
	1	2	2	1	0				
区全域	20					595	447	340	1,402
	2	8	7	7	3				

介護施設・事業所													
	施設・入居系サービス									地域密着型サービス※	居宅介護支援	居宅介護サービス	計
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	認知症高齢者グループホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム				
光が丘	53									48	51	166	310
	12	5	1	0	8	0	5	4	18				
区全域	215									196	190	573	1,135
	37	14	1	0	39	1	16	22	85				

※地域密着型サービスには、認知症高齢者グループホームを再掲



医療と介護の資源（石神井地区）

●人口（令和6年1月1日現在）

	石神井地区	区全体
土地面積	14.499km ² (30.2%)	48.08km ² (100%)
人口	215,883人 (30.4%)	741,540人 (100%)
0歳～14歳	25,800人 (12.0%)	84,978人 (11.5%)
15歳～64歳	142,290人 (65.9%)	493,408人 (66.5%)
65歳以上	47,793人 (22.1%)	163,154人 (22.0%)
世帯数	111,053世帯 (28.5%)	389,715世帯 (100%)
平均世帯人数	1.9人	1.9人
人口密度	14,890人/km ²	15,423人/km ²
ひとり暮らし高齢者数（率）	16,497人 (34.5%)	56,836人 (34.8%)
要介護認定者数（率）	10,179人 (21.5%)	36,076人 (22.0%)

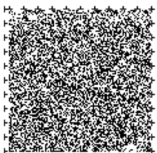
※要介護認定者数（率）は令和5年9月末時点

●医療機関、介護施設・事業所数（令和5年10月現在）

医療機関									
	病院					診療所	歯科診療所	調剤薬局	計
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	精神				
石神井	6					155	124	91	376
	1	2	1	3	1				
区全域	20					595	447	340	1,402
	2	8	7	7	3				

介護施設・事業所													
	施設・入居系サービス									地域密着型サービス※	居宅介護支援	居宅介護サービス	計
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	認知症高齢者グループホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム				
石神井	62									67	62	139	319
	7	3	0	0	11	0	5	9	27				
区全域	215									196	190	573	1,135
	37	14	1	0	39	1	16	22	85				

※地域密着型サービスには、認知症高齢者グループホームを再掲



医療と介護の資源（大泉地区）

●人口（令和6年1月1日現在）

	大泉地区	区全体
土地面積	11.335km ² (23.6%)	48.08km ² (100%)
人口	139,875人 (19.8%)	741,540人 (100%)
0歳～14歳	16,793人 (12.0%)	84,978人 (11.5%)
15歳～64歳	89,088人 (63.7%)	493,408人 (66.5%)
65歳以上	33,994人 (24.3%)	163,154人 (22.0%)
世帯数	67,299世帯 (17.3%)	389,715世帯 (100%)
平均世帯人数	2.1人	1.9人
人口密度	12,340人/km ²	15,423人/km ²
ひとり暮らし高齢者数（率）	11,433人 (33.6%)	56,836人 (34.8%)
要介護認定者数（率）	7,856人 (23.3%)	36,076人 (22.0%)

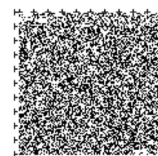
※要介護認定者数（率）は令和5年9月末時点

●医療機関、介護施設・事業所数（令和5年10月現在）

医療機関									
	病院					診療所	歯科診療所	調剤薬局	計
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	精神				
大泉	6					121	93	74	294
	0	2	2	1	2				
区全域	20					595	447	340	1,402
	2	8	7	7	3				

介護施設・事業所													
	施設・入居系サービス									地域密着型サービス※	居宅介護支援	居宅介護サービス	計
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	認知症高齢者グループホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム				
大泉	56									45	39	132	261
	13	4	0	0	11	1	4	4	19				
区全域	215									196	190	573	1,135
	37	14	1	0	39	1	16	22	85				

※地域密着型サービスには、認知症高齢者グループホームを再掲



高齢者施設等の説明

◇居宅介護支援事業所

ケアマネジャーが属する事業所です。ケアマネジャーは、利用者本人や家族の状況を考慮した上で、介護サービスを適正に利用できるよう計画（ケアプラン）を作成します。

◇居宅介護サービス事業所

自宅に訪問し、身体介護や生活援助を受ける「訪問介護」や、自宅から施設に通い食事・入浴などの介護や機能訓練などを受ける「通所介護」、特別養護老人ホームなどに短期間入所して食事・入浴や機能訓練などを受ける「ショートステイ（短期入所生活介護）」等のサービスを提供している事業所です。

◇特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方（原則要介護3以上）が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

◇介護老人保健施設

病状が安定している方の在宅復帰を目的とする施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションを受けられます。

◇介護医療院

主に長期にわたって療養が必要である要介護者を対象とした日常的な医療の機能と生活の場としての機能を兼ね備えた施設です。医学的な管理のもとで介護、機能訓練、その他日常生活上の支援を受けられます。

◇軽費老人ホーム・都市型軽費老人ホーム

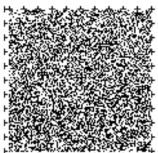
身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいです。全室個室（1部屋4畳半～6畳程度）であり、食事を提供するほか、共同浴室などがあり、安否確認や見守りを行う職員が24時間常駐します。

◇サービス付き高齢者向け住宅

安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

◇有料老人ホーム

食事などの生活支援サービスを受けながら、自立した生活を送る住まいです。介護サービスを施設が提供する介護付き有料老人ホームもあります。



◇特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホームなどに入所している方が受ける介護サービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

◇小規模多機能型居宅介護

利用者（要支援を含む）の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを一体的に受けられます。

◇看護小規模多機能型居宅介護

利用者（要介護のみ）の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスに加え、看護職員に自宅に来てもらう「訪問看護」を組み合わせたサービスを一体的に受けられます。

◇認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症と診断された方が少人数で共同生活をしながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。利用者は共同生活の中で、できる限り今まで暮らしてきた生活を続けることを目指します。

◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間対応で、介護職員と看護職員の密接な連携による定期的な巡回や、通報・電話による随時の訪問が受けられます。

◇夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護（定期巡回）や、緊急時など利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護（随時訪問）などがあります。

◇認知症対応型通所介護

認知症と診断された方を対象とするデイサービスで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。

◇地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。

